

# 重要事項説明書

## 1. 指定特定相談支援事業所 地域活動支援センター ころの里 の概要

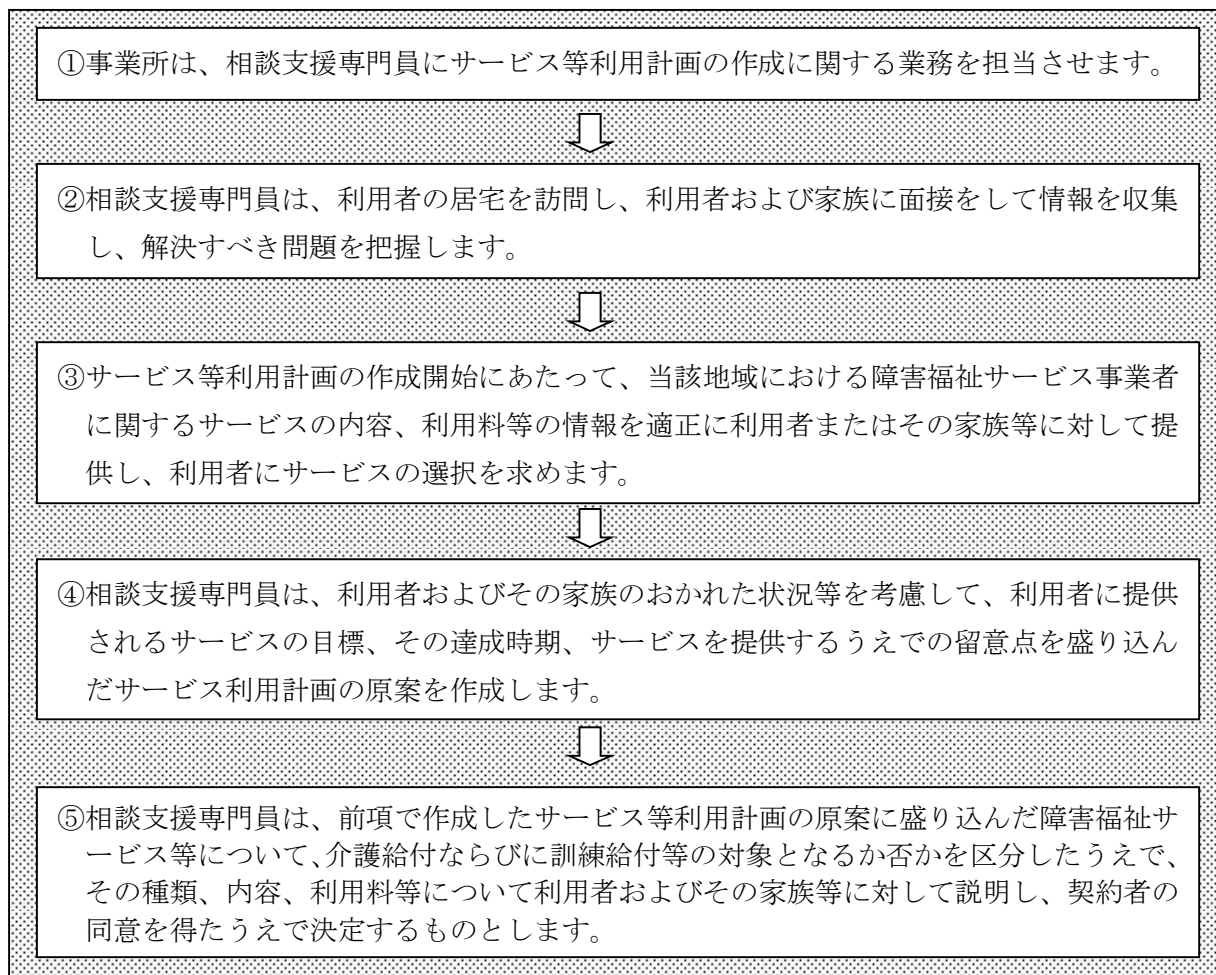
法人名	特定非営利活動法人 円い空
事業所名	地域活動支援センター ころの里
所在地	玉野市宇野1-8-8
電話番号	0863-33-5151
相談支援事業所指定番号	3330400031
サービスを提供する地域	玉野市
主たる対象とする障害の種類	精神障害
職員体制	相談支援専門員3名（うち1名管理者兼務）
業務時間	月、火、木～土曜日 午前9:30～午後6:00 （但し国民の休日、12/29～1/3は除く。）

## 2. 事業所運営の方針

事業所は、利用者の委託を受けて、利用者に対し障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）他、関連する法令の趣旨に従って、サービス等利用計画の作成を支援し、障害福祉サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業所との連絡調整その他の便宜を図るとともに、適切にサービスを提供します。

## 3. 提供するサービスについて

### (1) 〈サービス等利用計画作成の流れ〉



#### 4. 提供方法

- ・利用者の相談を受ける場所 地域活動支援センター こころの里 相談室  
(場合により変更も可)
- ・サービス担当者会議の場所 地域活動支援センター こころの里 会議室  
(場合により変更も可)
- ・相談支援専門員の居宅訪問頻度 各利用者への支給決定内容に応じて、あるいは必要に応じて

#### 5. 内容

- ・障害支援区分認定の申請等に関わる援助
- ・サービス等利用計画の作成
- ・サービス等利用計画に沿った障害福祉サービス実施のための調整
- ・その他、総合的な援助

#### 6. 費用

厚生労働大臣の定める基準によるものとし、費用の支払い方法など法定代理受領サービスの規定によるものとします。

原則として、法定代理受領分以外の費用は徴収しないものとします。

※ ただし、通常の事業の実施地域外の居宅を訪問し、サービスを提供した際は、通常の事業の実施地域を越えるごとに1kmあたり10円の交通費を徴収させていただきます。

#### 7. 通常の事業の実施地域

玉野市

#### 8. 事故発生時・緊急時対応

速やかに主治医に連絡し、指示を仰ぎます。又、御家族等へ連絡します。

但し、緊急を要する場合は119番通報を優先します。

緊急を要しない場合でも、受診にいった場合は、支給決定者（市町村）へ報告をいたします。

また、当該ご利用者へのサービス提供を行っている各事業所等へも報告をいたします。

#### 9. 守秘義務（秘密の保持）

正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密をもらしません。

同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いません。

この守秘義務は契約終了後及び当事業所職員の退職後においても継続します。

#### 10. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の権利擁護、虐待防止等を推進するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定（管理者を責任者として選定しています）
- (2) 成年後見人制度の利用支援
- (3) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

## 11. 苦情申立・相談窓口

指定特定相談支援事業に関する相談、要望、苦情などは下記窓口までお申し出下さい。

担 当 部 署：地域活動支援センター こころの里 坂屋・濱口・西内

電 話：0863-33-5151

相 談 時 間：月、火、木～土曜日 9：30～18：00

緊急連絡先：上記以外曜日・時間については転送電話にて対応します。0863-33-5151 までご連絡ください（携帯電話へ転送されます）。

その他の連絡先：玉野市福祉政策課 0863-32-5556

岡山県運営適正化委員会 086-226-9400

## 12. 事業主体が岡山県内で運営する他の障害福祉サービス等

障害福祉サービス等の種類	地域活動支援センター（I型；地域生活支援事業） 指定一般定相談支援事業所（地域移行支援・地域定着支援）
名 称	地域活動支援センター こころの里
所 在 地	玉野市宇野一丁目8番8号
電 話 番 号	0863-33-5151

## 13. 報酬算定における加算項目等

当事業所は、機能強化型（継続）サービス利用支援費（IV）の算定基準を満たしています。また、当事業所の報酬算定において該当する加算項目は下記のとおりです。

### ① 主任相談支援専門員配置加算（II）

相談支援従事者主任研修を終了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員1名を配置し、主任相談支援が相談支援専門員の資質向上のための地域の検討会に参加するなど、当事業所及び外部の事業所の従業者に対し、研修等の場を設けています。

### ② 精神障害者支援体制加算（I）

精神障害者の障害特性や支援技法に関する研修を終了している相談支援専門員を1名以上配置し、

利用者が通院する病院等と連携する体制を構築し、

相談支援専門員により、精神障害のある方に対して指定計画相談支援を行っています。